

国総公情第36号  
令和2年7月1日

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



令和2年6月5日付けで請求され、同月8日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

〔国土交通省の重大な職務を担う要人は襲撃の対象となるおそれが高いことが分かる文書〕

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書は、作成・取得をしておらず不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問い合わせ先】 国土交通省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (代表)